1　小・中学校における「政治的教養を育む教育」とは

◆小・中学校で「政治的教養を育む教育」(※1)に取り組む背景

（１）国のうごき

平成 27 年６月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満 18 歳以上になったことから、高等学校段階での政治的教養を育む教育の充実が求められています。これを受け、国では、平成 27 年 10 月の文部科学省初等中等教育局長通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を発出するとともに、平成 27 年 12 月に全国のすべての高等学校の生徒に対し、副教材『私たちが拓く日本の未来』を配付しました。

この『私たちが拓く日本の未来』では「政治的教養を育む」ために、国家・社会の形成者として求められる力として、次の４つの力や態度の育成が示されています。

○論理的思考力
○現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
○現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
○公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

こうした力や態度を育成するために、３つの学習方法も示されています。

○正解が一つに定まらない問いに取り組む学び
○学習したことを活用して解決策を考える学び
○他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

これらの学習方法は、これまでも小・中学校の授業の中で、日常的に取り組まれていることであり、引き続き小・中学校の児童・生徒の発達の段階に応じて、このような学びを、意識的に様々な場面で取り入れていくことが大切になります。

また、平成 27 年 11 月に開催された「小学校及び中学校各教科等教育課程研究協議会」の社会科部会において、文部科学省は高等学校における対応と取組について解説する中で、

①小・中学校段階についても、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実に向けた取組
②学習指導要領に基づき、小・中学校において政治や選挙等に関する教育を実施すること

について、その必要性を言及しています。

さらに、平成 28 年３月 31 日の文部科学省「主権者教育の推進に関する検討チーム」中間まとめでは、基本的な考え方として「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」が示されています。

（２）神奈川県立高等学校等が取り組む「政治参加教育」について

神奈川県教育委員会では、平成 23 年２月に発行した「シチズンシップ教育　指導用参考資料」を活用し、すべての県立高校及び中等教育学校で「シチズンシップ教育」に取り組んでいます。その４本の柱(※2)の１つに「政治参加教育」があります。そこでは、模擬投票等を通じて、政治と選挙についての学習などにより、政治意識を高め、主体的に政治に参加する意欲と態度を養うことをねらいとしています。

シチズンシップ教育の取組方針

これからの社会を担う自立した社会人を育成するために、積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育をシチズンシップ教育として位置付け、すべての県立高校で取り組む。

シチズンシップ教育は、かながわの教育がめざす人づくりの基本理念を実現するための教育目標を踏まえ、「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」を育成するために、キャリア教育の一環として位置付け、家庭や地域、関係機関等の理解や協力を得ながら取組を進める。



シチズンシップ教育のねらい

神奈川県立高等学校及び中等教育学校が取り組むシチズンシップ教育では、より良い社会の実現に向けて、規範意識をもった豊かな人間性の育成を目指し、必要な知識や技能を習得するとともに、様々な体験活動を通じて、実社会で生きる知恵と経験を獲得する学びを進め、一人ひとりが主体的に生きていく上で必要な能力と態度を養うことをねらいとする。

高等学校向け指導用参考資料集「政治参加教育」　平成 27 年９月

（※１）神奈川県教育委員会では、小・中学校においては学習指導要領（平成 20 年度版）に基づき、「政治的教養を育む教育」という名称を使っています。

(※２)シチズンシップ教育の４本の柱…政治参加教育、司法参加教育、消費者教育、道徳教育

◆小・中学校における「政治的教養を育む教育」のとらえ

神奈川県教育委員会では、こうした県立高校及び中等教育学校での「シチズンシップ教育」の取組やねらいをふまえ、かながわの小・中学校で学ぶ児童・生徒が、「政治的教養を育む教育」をとおして、主体的に社会参画できる力の育成を目指しています。

教育基本法第 14 条には「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」と定めています。法律上の「政治的教養」とは、「a.民主政治、政党、憲法、地方自治等、民主政治上の各種制度についての知識、b.現実の政治の理解力及びこれに対する公正な批判力、c.民主国家の公民として必要な政治道徳、政治的信念」とされています。これらを参考にして、神奈川県教育委員会では「政治的教養を育む教育」の「政治的教養」を次のようにとらえることとしました。

「政治的教養」
政治そのものの仕組みや政策について学ぶだけではなく、児童・生徒の発達の段階に応じて、自分の身の周りや住んでいるまち等の身近な問題から現実社会における社会的な諸問題まで、それらを自分のこととしてとらえ、話し合い、相手を尊重し、様々な意見を自分の中で考え合わせながら、合意形成のかたちを想定し、意思を決定するに至る過程を大切にして、社会参画につなげていくこと

さらに、「政治的教養を育む教育」の実践を進めるうえで、次の３点が大切であると考えます。

主に小学校の高学年や中学校で取り上げる現実社会における社会的な諸問題についても、様々な議論や解決の方策があることをふまえたうえで、児童・生徒が現状や事実をしっかりと認識し、「よりよい社会」とは何かを自分なりに追究していくこと

現実社会における社会的な諸問題については、解決の方策が一つに定まらない問いや課題が多くみられます。そこで、問いを設定する際には、具体的な事例を取り上げることが有効です。具体的な事例を取り上げることで、解決の方策についての様々な資料の収集が可能となり、それらを読み取り、議論をとおして問いや課題を自分のこととしてとらえることができるようになります。

また、ここで考える「よりよい社会」とは、自分のことだけでなく、身の周りの集団や社会が平等であり、公正で平和であることを示しています。さらに、「よりよい社会」は、持続可能な社会を形成するという観点からとらえることが大切です。

新たな知識、技能や学習方法を求めていくだけではなく、今まで各学校において積み重ねてきた学習に、児童・生徒の発達の段階に応じて、学習していく過程の中で「政治的教養を育む教育」の身に付けさせたい力の視点を加えていくこと

教員は、各学校が日常的に取り組んでいる様々な教育活動の中で、「政治的教養を育む教育」をとおして身に付けさせたい力の視点（詳しくは８ページ『学びのプロセス』にて解説）をもつことが大切です。その身に付けさせたい力の視点は、全ての教科や領域において、汎用的に活用できるものです。

> 小学校・中学校・高等学校の 12 年間を見通し、発達の段階に応じた指導を系統的に行っていくこと

「政治的教養を育む教育」は、単発的に行われるものではなく、発達の段階に応じて継続的に、かつ系統的に行われるものです。この指導資料では小学校低学年から中学校までの例を挙げていますが、例えば幼稚園においても、遊びの中で遊具をどのように自分たちが使うか等、幼児には幼児の発達の段階に応じた合意形成のかたちがあり、問題解決の方策があります。「政治的教養を育む教育」は、児童・生徒の成長とともに、対象となる事象も広がり、学習プロセスで身に付けさせたい力も積み重なります。

このように「政治的教養を育む教育」は、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校や社会人までのつながりを意識することが大切です。

「政治的教養を育む教育」の発達の段階に応じた学習課題の設定における系統的なイメージ

